

令和8年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を、JIS 改正等に伴い改定を行いました。改定内容は、別紙－1を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との差異を確認のうえ、差異が確認された際には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し評価書を取得してください。

（1）変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続きについて」に基づき、申請書類を作成してください。

なお、申請の際ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

（2）変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」により確認を行ってください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事ごとに行ってください。

評価基準（令和7年度版）と差異が生じている既評価材料・設備機材等を使用する工事に納入する場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて評価基準に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

機械設備機材等評価基準 新旧対照表

* 下表は、令和7年版から令和8年版への改定部分のみ掲載しています。評価書との差異を確認するには、過去の対照表もご確認ください。

* 下表は、機械設備機材等評価基準の品目ごとに改定内容を記載したものです。改定後と従来の評価基準の改定箇所を抜粋しています。

* 赤字は、改定箇所を示しています。

品 目	令和8年版	令和7年版	改正理由																																																												
インバーター制御装置を搭載した機材共通 (共通事項)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>②短絡により作動する保護制御機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>③ストール防止機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>④継電器等のコイル部のサージ対策</td><td>サージキラー等を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑤制御方式</td><td>正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式</td><td></td></tr><tr><td>⑥瞬時の電圧低下対策</td><td>自動回復運転機能を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整</td><td>製造者にて適切に調整したもの</td><td></td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)			1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による			①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備		②短絡により作動する保護制御機能	具備		③ストール防止機能	具備		④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備		⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式		⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備		⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	製造者にて適切に調整したもの		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>②短絡により作動する保護制御機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>③ストール防止機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>④継電器等のコイル部のサージ対策</td><td>サージキラー等を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑤制御方式</td><td>正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式</td><td></td></tr><tr><td>⑥瞬時の電圧低下対策</td><td>自動回復運転機能を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整</td><td>具備</td><td></td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)			1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による			①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備		②短絡により作動する保護制御機能	具備		③ストール防止機能	具備		④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備		⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式		⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備		⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	具備		記載内容の見直し 加減速時間の調整機構を備えるという意味ではなかったため、記述を見直した。
項 目	単位等	評価基準																																																													
(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)																																																															
1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による																																																															
①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備																																																														
②短絡により作動する保護制御機能	具備																																																														
③ストール防止機能	具備																																																														
④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備																																																														
⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式																																																														
⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備																																																														
⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	製造者にて適切に調整したもの																																																														
項 目	単位等	評価基準																																																													
(4) インバーター制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)																																																															
1)インバーター制御装置を設ける場合は、次による																																																															
①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備																																																														
②短絡により作動する保護制御機能	具備																																																														
③ストール防止機能	具備																																																														
④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備																																																														
⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式																																																														
⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備																																																														
⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	具備																																																														
納入時に提出書類の必要な機材共通 (共通事項)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>9 提出書類の確認(納入時)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>承諾図</td><td></td><td>提出できること</td></tr><tr><td>完成図</td><td></td><td>提出できること</td></tr><tr><td>取扱説明書</td><td></td><td>提出できること</td></tr><tr><td>試験成績書</td><td></td><td>提出できること</td></tr><tr><td>基礎ボルト計算書</td><td></td><td>提出できること</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	9 提出書類の確認(納入時)			承諾図		提出できること	完成図		提出できること	取扱説明書		提出できること	試験成績書		提出できること	基礎ボルト計算書		提出できること	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>9 提出書類</td><td></td><td></td></tr><tr><td>承諾図</td><td></td><td>提出可</td></tr><tr><td>完成図</td><td></td><td>提出可</td></tr><tr><td>取扱説明書</td><td></td><td>提出可</td></tr><tr><td>試験成績書</td><td></td><td>提出可</td></tr><tr><td>基礎ボルト計算書</td><td></td><td>提出可</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	9 提出書類			承諾図		提出可	完成図		提出可	取扱説明書		提出可	試験成績書		提出可	基礎ボルト計算書		提出可	記載内容の見直し 提出書類についての確認が、審査時ではなく納入時に提出できることを明確にした。																		
項 目	単位等	評価基準																																																													
9 提出書類の確認(納入時)																																																															
承諾図		提出できること																																																													
完成図		提出できること																																																													
取扱説明書		提出できること																																																													
試験成績書		提出できること																																																													
基礎ボルト計算書		提出できること																																																													
項 目	単位等	評価基準																																																													
9 提出書類																																																															
承諾図		提出可																																																													
完成図		提出可																																																													
取扱説明書		提出可																																																													
試験成績書		提出可																																																													
基礎ボルト計算書		提出可																																																													

品 目	令和 8 年版	令和 7 年版	改正理由																								
ボイラー ④鋼製ボイラー	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>ボイラー受渡性能試験</td><td></td><td>ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水圧試験 ・最高使用圧力の1.3倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa) ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)</td></tr><tr><td>2.3 振動試験(地震感知器)</td><td></td><td>提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	ボイラー受渡性能試験		ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合			水圧試験 ・最高使用圧力の1.3倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa) ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)	2.3 振動試験(地震感知器)		提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>ボイラー受渡性能試験</td><td></td><td>ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水圧試験 ・最高使用圧力の1.5倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験で異状のないこと ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験を行って異状のないこと</td></tr><tr><td>2.3 振動試験(地震感知器)</td><td></td><td>提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	ボイラー受渡性能試験		ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合			水圧試験 ・最高使用圧力の1.5倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験で異状のないこと ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験を行って異状のないこと	2.3 振動試験(地震感知器)		提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。	ボイラー構造規格等の一部改正による見直し 水圧試験の記述を見直した。
項 目	単位等	評価基準																									
ボイラー受渡性能試験		ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合																									
		水圧試験 ・最高使用圧力の1.3倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa) ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)																									
2.3 振動試験(地震感知器)		提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。																									
項 目	単位等	評価基準																									
ボイラー受渡性能試験		ボイラーの熱出力・水圧・騒音、バーナーの熱出力・騒音及び構造検査書の写しが3年以内で提出され、判定基準に適合																									
		水圧試験 ・最高使用圧力の1.5倍の圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験で異状のないこと ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(その値が0.2MPa未満のときは、0.2MPa)により水圧試験を行って異状のないこと																									
2.3 振動試験(地震感知器)		提出されており、証票(写し)又はJISS3021(油だき温水ボイラ)の振動性能に適合していること。																									

品 目	令和8年版	令和7年版	改正理由																																																																																																												
冷凍機 ①チリングユニット 及び空気熱源ヒートポンプユニット	①チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット <table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td colspan="3">3.6 安全装置</td></tr><tr><td>① 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>② 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能</td><td></td><td>具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(油ポンプを有する圧縮機)</td></tr><tr><td>④ 凝縮圧力の過上昇により作動する保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>⑤ 蒸発圧力過低下により作動する保護制御機能</td><td></td><td>具備(全密閉圧縮機の場合を除く)</td></tr><tr><td>⑥ 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能</td><td></td><td>具備(次項があれば不要)</td></tr><tr><td>⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能</td><td></td><td>具備(前項があれば不要)</td></tr><tr><td>⑧ その他の安全装置</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td colspan="3">4.5 表示灯等及びブザー</td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則としてLEDとする</td></tr><tr><td>①電源(白色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>②運転(赤色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>③停止(緑色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>④保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合設置、30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>⑤冷温水出口温度表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)</td></tr><tr><td>⑥運転時間積算表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	3.6 安全装置			① 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能		具備	② 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能		具備	③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能		具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(油ポンプを有する圧縮機)	④ 凝縮圧力の過上昇により作動する保護制御機能		具備	⑤ 蒸発圧力過低下により作動する保護制御機能		具備(全密閉圧縮機の場合を除く)	⑥ 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能		具備(次項があれば不要)	⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能		具備(前項があれば不要)	⑧ その他の安全装置		製造者標準	4.5 表示灯等及びブザー			表示の光源		原則としてLEDとする	①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合設置、30kW以上、180kW未満は特記)	⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)	⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)	①空気熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット <table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td colspan="3">3.6 安全装置</td></tr><tr><td>① 冷水過冷却温度保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>② 冷水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能</td><td></td><td>具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(強制潤滑装置を有する圧縮機)</td></tr><tr><td>④ 凝縮圧力過上昇保護制御機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>⑤ 蒸発圧力過低下保護制御機能</td><td></td><td>具備(全密閉圧縮機の場合を除く)</td></tr><tr><td>⑥ 圧縮機用電動機の過熱保護制御機能</td><td></td><td>具備(次項があれば不要)</td></tr><tr><td>⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能</td><td></td><td>具備(開放形圧縮機の場合を除く)(前項があれば不要)</td></tr><tr><td>⑧ その他の安全装置</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td colspan="3">4.5 表示灯等及びブザー</td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則としてLEDとする</td></tr><tr><td>①電源(白色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>②運転(赤色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>③停止(緑色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>④保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>⑤冷温水出口温度表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>⑥運転時間積算表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	3.6 安全装置			① 冷水過冷却温度保護制御機能		具備	② 冷水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能		具備	③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能		具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(強制潤滑装置を有する圧縮機)	④ 凝縮圧力過上昇保護制御機能		具備	⑤ 蒸発圧力過低下保護制御機能		具備(全密閉圧縮機の場合を除く)	⑥ 圧縮機用電動機の過熱保護制御機能		具備(次項があれば不要)	⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能		具備(開放形圧縮機の場合を除く)(前項があれば不要)	⑧ その他の安全装置		製造者標準	4.5 表示灯等及びブザー			表示の光源		原則としてLEDとする	①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	記載内容の見直し 空冷チリングユニットが評価対象機材から外されたと誤解されるため、機材名称を見直した。 安全装置の記述を標準仕様書の表現に整合させた。 表示灯及びブザーの記述を標準仕様書の表現に整合させた。
項目	単位等	評価基準																																																																																																													
3.6 安全装置																																																																																																															
① 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能		具備																																																																																																													
② 冷水及び冷却水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能		具備																																																																																																													
③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能		具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(油ポンプを有する圧縮機)																																																																																																													
④ 凝縮圧力の過上昇により作動する保護制御機能		具備																																																																																																													
⑤ 蒸発圧力過低下により作動する保護制御機能		具備(全密閉圧縮機の場合を除く)																																																																																																													
⑥ 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能		具備(次項があれば不要)																																																																																																													
⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能		具備(前項があれば不要)																																																																																																													
⑧ その他の安全装置		製造者標準																																																																																																													
4.5 表示灯等及びブザー																																																																																																															
表示の光源		原則としてLEDとする																																																																																																													
①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																																													
②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																																													
③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																																													
④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合設置、30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																																													
⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)																																																																																																													
⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が30kW以上の場合)																																																																																																													
項目	単位等	評価基準																																																																																																													
3.6 安全装置																																																																																																															
① 冷水過冷却温度保護制御機能		具備																																																																																																													
② 冷水の過度の減少により作動する低流量保護制御機能		具備																																																																																																													
③ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能		具備(油圧が0.1MPaを超える場合)(強制潤滑装置を有する圧縮機)																																																																																																													
④ 凝縮圧力過上昇保護制御機能		具備																																																																																																													
⑤ 蒸発圧力過低下保護制御機能		具備(全密閉圧縮機の場合を除く)																																																																																																													
⑥ 圧縮機用電動機の過熱保護制御機能		具備(次項があれば不要)																																																																																																													
⑦ 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能		具備(開放形圧縮機の場合を除く)(前項があれば不要)																																																																																																													
⑧ その他の安全装置		製造者標準																																																																																																													
4.5 表示灯等及びブザー																																																																																																															
表示の光源		原則としてLEDとする																																																																																																													
①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																																													
②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																																													
③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																																													
④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																																													
⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																																													
⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																																													

品 目	令和 8 年版	令和 7 年版	改正理由																																																												
冷凍機 ②吸収冷温水機	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.10容量調整装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)冷水又は温水温度の制御方式</td><td></td><td>①②③のいずれかの方式またはそれらの併用方式とする</td></tr><tr><td>①加熱源制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>②溶液制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③冷媒制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)</td><td></td><td>①及び②の機能を備える</td></tr><tr><td>①回収熱量制御機能</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>②加熱量調整機能</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>(3)容量制御の特性線図</td><td></td><td>負荷率と燃料消費量の関係</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.10容量調整装置			(1)冷水又は温水温度の制御方式		①②③のいずれかの方式またはそれらの併用方式とする	①加熱源制御方式		具備	②溶液制御方式		具備	③冷媒制御方式		具備	(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)		①及び②の機能を備える	①回収熱量制御機能		製造者標準	②加熱量調整機能		製造者標準	(3)容量制御の特性線図		負荷率と燃料消費量の関係	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.10容量調整装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)冷水又は温水温度の制御方式</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①加熱源制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>②溶液制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③冷媒制御方式</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①回収熱量制御機能</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>②加熱量調整機能</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>(3)容量制御の特性線図</td><td></td><td>負荷率と燃料消費量の関係</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.10容量調整装置			(1)冷水又は温水温度の制御方式			①加熱源制御方式		具備	②溶液制御方式		具備	③冷媒制御方式		具備	(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)			①回収熱量制御機能		製造者標準	②加熱量調整機能		製造者標準	(3)容量制御の特性線図		負荷率と燃料消費量の関係	記載内容の見直し 容量調整装置の制御方式と機能について、備える条件を明記した。 <
項 目	単位等	評価基準																																																													
3.10容量調整装置																																																															
(1)冷水又は温水温度の制御方式		①②③のいずれかの方式またはそれらの併用方式とする																																																													
①加熱源制御方式		具備																																																													
②溶液制御方式		具備																																																													
③冷媒制御方式		具備																																																													
(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)		①及び②の機能を備える																																																													
①回収熱量制御機能		製造者標準																																																													
②加熱量調整機能		製造者標準																																																													
(3)容量制御の特性線図		負荷率と燃料消費量の関係																																																													
項 目	単位等	評価基準																																																													
3.10容量調整装置																																																															
(1)冷水又は温水温度の制御方式																																																															
①加熱源制御方式		具備																																																													
②溶液制御方式		具備																																																													
③冷媒制御方式		具備																																																													
(2)排熱回収調整機能(排熱交換器又は排熱投入型再生器を有する場合)																																																															
①回収熱量制御機能		製造者標準																																																													
②加熱量調整機能		製造者標準																																																													
(3)容量制御の特性線図		負荷率と燃料消費量の関係																																																													

品 目	令和 8 年版	令和 7 年版	改正理由																												
ポンプ類 ②水中モーター ポンプ (汚水用、雑排水 用、汚物用)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>羽根車の材質</td><td></td><td>JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂</td></tr><tr><td>羽根車の最小厚</td><td>mm</td><td>SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm</td></tr><tr><td>インペラナット・羽根車ボルトの材質</td><td></td><td>JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、C3771B、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	羽根車の材質		JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂	羽根車の最小厚	mm	SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm	インペラナット・羽根車ボルトの材質		JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、C3771B、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>羽根車の材質</td><td></td><td>JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂</td></tr><tr><td>羽根車の最小厚</td><td>mm</td><td>SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm</td></tr><tr><td>インペラナット・羽根車ボルトの材質</td><td></td><td>JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	羽根車の材質		JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂	羽根車の最小厚	mm	SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm	インペラナット・羽根車ボルトの材質		JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250	記載内容の見直し (JIS 規格に追加) インペラナット・羽根車ボルトに使用できる材質を追加した。				
項 目	単位等	評価基準																													
羽根車の材質		JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂																													
羽根車の最小厚	mm	SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm																													
インペラナット・羽根車ボルトの材質		JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、C3771B、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250																													
項 目	単位等	評価基準																													
羽根車の材質		JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)のFC150以上、JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鑄鋼品)のSCS13、合成樹脂																													
羽根車の最小厚	mm	SUS製200φ以下:0.8mm ・200φ超:— 鑄物200φ以下:3mm ・200φ超:4mm																													
インペラナット・羽根車ボルトの材質		JIS H5120(銅及び銅合金鑄物)のCAC406・CAC202、JIS H3250(銅及び銅合金の棒)のC3604BE・C3604BD、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS316、SUS316L、SUS420J2、JISG5501のFC200、FC250																													
消火装置 ③泡消火システム	<table><tr><th>項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>・手動起動装置</td><td></td></tr><tr><td>弁型式・材質</td><td>呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの</td></tr><tr><td>保護カバー</td><td>保護カバーの材質・形状を確認</td></tr><tr><td>・制御弁</td><td></td></tr><tr><td>弁型式・材質</td><td>ねずみ錆鉄弁10K JIS B 2301 またはハタフライ弁(「金属製管継手及びバルブ類の基準」(平成20年消防庁告示第31号に適合する))</td></tr><tr><td>その他</td><td>プラスチック製封板の取付け等</td></tr></table>	項 目	評 価 基 準	・手動起動装置		弁型式・材質	呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの	保護カバー	保護カバーの材質・形状を確認	・制御弁		弁型式・材質	ねずみ錆鉄弁10K JIS B 2301 またはハタフライ弁(「金属製管継手及びバルブ類の基準」(平成20年消防庁告示第31号に適合する))	その他	プラスチック製封板の取付け等	<table><tr><th>項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>・手動起動装置</td><td></td></tr><tr><td>弁型式・材質</td><td>呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの</td></tr><tr><td>保護カバー</td><td>保護カバーの材質・形状を確認</td></tr><tr><td>・泡消火薬剤混合装置</td><td></td></tr><tr><td>混合方式</td><td>プレッシャー・ブロー・シャワー方式他</td></tr><tr><td>性能</td><td>提出資料により規定混合率、流量、圧力損失を確認</td></tr></table>	項 目	評 価 基 準	・手動起動装置		弁型式・材質	呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの	保護カバー	保護カバーの材質・形状を確認	・泡消火薬剤混合装置		混合方式	プレッシャー・ブロー・シャワー方式他	性能	提出資料により規定混合率、流量、圧力損失を確認	記載内容の見直し (確認事項の漏れ) 制御弁に関する確認項目を追加した。
項 目	評 価 基 準																														
・手動起動装置																															
弁型式・材質	呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの																														
保護カバー	保護カバーの材質・形状を確認																														
・制御弁																															
弁型式・材質	ねずみ錆鉄弁10K JIS B 2301 またはハタフライ弁(「金属製管継手及びバルブ類の基準」(平成20年消防庁告示第31号に適合する))																														
その他	プラスチック製封板の取付け等																														
項 目	評 価 基 準																														
・手動起動装置																															
弁型式・材質	呼び径15JIS B 2011の青銅弁、又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの																														
保護カバー	保護カバーの材質・形状を確認																														
・泡消火薬剤混合装置																															
混合方式	プレッシャー・ブロー・シャワー方式他																														
性能	提出資料により規定混合率、流量、圧力損失を確認																														